

京都市告示第263号

児童福祉法第21条の5の19第2号の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成26年8月11日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
有限会社つぼみ	児童発達支援	夢来(むつく) 2650400019	京都市下京区丹波口通大宮西入 丹波街道町29 8	平成26年8月 10日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)